



令和4年3月29日

【照会先】

福井労働局雇用環境・均等室

監理官 小林 智枝

室長補佐 野村 和彦

電話 (0776) 22-0221

報道関係者 各位

「令和4年度 福井労働局の重点施策」を策定しました
(行政運営方針)

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくいの「働く」を支えます～

福井労働局(局長 山崎 直紀)は、別添のとおり「令和4年度 福井労働局の重点施策(行政運営方針)」を策定しました。

令和4年度の行政運営方針においては、今年度に引き続き、『～ウィズ・ポストコロナ時代のふくいの「働く」を支えます～』をスローガンとし、3つの重点施策を掲げ、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となって取り組むこととしています。

また、地域における行政ニーズに適切に responding していくため、関係機関及び関係団体等との連携を図り、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

福井労働局の重点施策

- 第1 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応
- 第2 多様な人材の活躍促進
- 第3 誰もが働きやすい職場づくり

※本データにつきましては、福井労働局ホームページに掲載します。

アドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/home.html>

「福井労働局ホーム>『行政運営方針』バナーをクリック」